



## 指定居宅サービス事業者に対する行政処分について

介護保険法に基づき、下記のとおり、指定居宅サービス事業者に対する行政処分を行いましたのでお知らせします。

### 1 事業者の名称等

- (1) 名称 フォセット株式会社
- (2) 代表者 代表取締役 佐藤好美
- (3) 所在地 流山市西初石 3-1-1

### 2 事業所の名称等

- (1) 名称及びサービス種類
  - ア フォセットケアセンター柏南 訪問介護
  - イ フォセットデイサービス柏南 通所介護
- (2) 所在地 柏市塚崎 1306-1

### 3 処分内容

事業所名	サービス種類	処分内容
フォセットケアセンター柏南	訪問介護	指定の取消し
フォセットデイサービス柏南	通所介護	指定の全部効力停止 3 月

処分年月日:令和4年12月6日

処分効力発生年月日:令和5年1月1日

### 4 処分理由

- (1) フォセットケアセンター柏南(訪問介護)
  - 介護給付費の不正請求(介護保険法第77条第1項第6号該当)
    - ア 訪問介護員として勤務実態のない者の氏名を記載した虚偽のサービス提供記録を作成し、サービス提供の実態がないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。
    - イ 訪問介護員の出退勤記録と整合性を欠く虚偽のサービス提供記録を作成し、サービス提供の実態がないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。
    - ウ 訪問介護の買い物代行について、複数人の利用者の買い物代行をまとめて1回で行ったにもかかわらず、利用者ごとに買い物代行を行ったとする虚偽のサービス提

供記録を作成し、それぞれ個別に介護給付費を不正に請求し受領した。

エ 2時間未満の間隔でサービスを提供したにもかかわらず、所要時間の合算を行わずに、介護給付費を不正に請求し受領した。

オ 事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供したにもかかわらず、同一建物減算を適用せずに、介護給付費を不正に請求し受領した。

(2) フォセットデイサービス柏南(通所介護)

ア 介護給付費の不正請求(介護保険法第77条第1項第6号該当)

(ア) 通所介護を欠席した利用者について、サービス提供を行っていないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。

(イ) 看護職員の配置延人数がサービス提供日数を下回っているにもかかわらず、人員基準欠如減算を行わず、介護給付費を不正に請求し受領した。

イ 人員基準違反(介護保険法第77条第1項第3号該当)

通所介護のサービス提供日ごとにサービス提供時間を通して配置する必要がある生活相談員について、少なくとも令和3年3月から同年9月にかけて配置していない日があった。

5 事業者に対する経済上の措置

不正に請求して受領していた介護給付費を返還させるほか、介護保険法の規定により、当該返還金額に100分の40を乗じて得た額を加算金として徴収する。

事業所名	サービス種類	不正請求額(加算金を除く)
フォセットケアセンター柏南	訪問介護	約724万円
フォセットデイサービス柏南	通所介護	約326万円

【本件に関するお問い合わせ先】

柏市保健福祉部法人指導課

電話 04-7168-1040/FAX 04-7162-0585